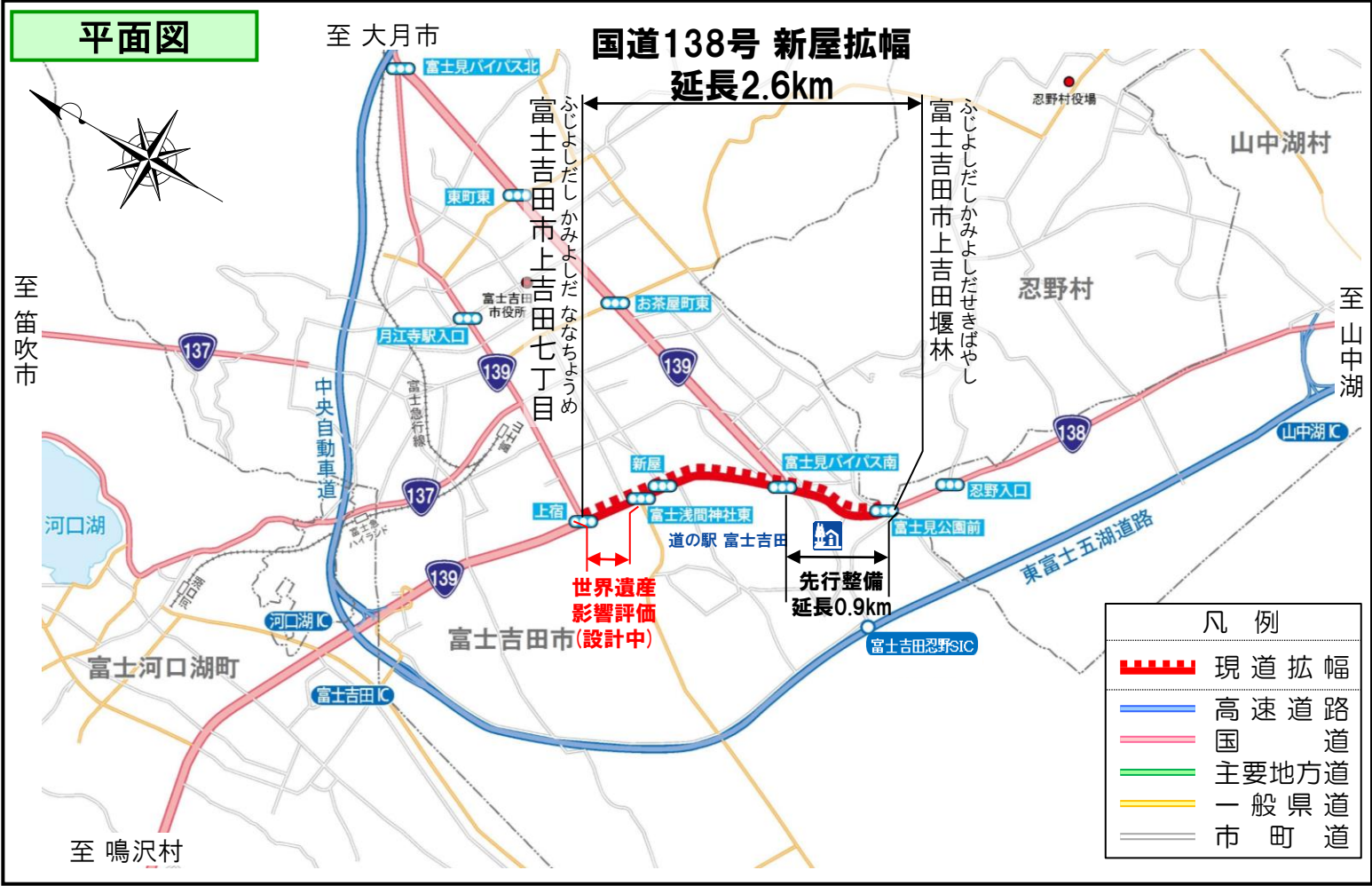
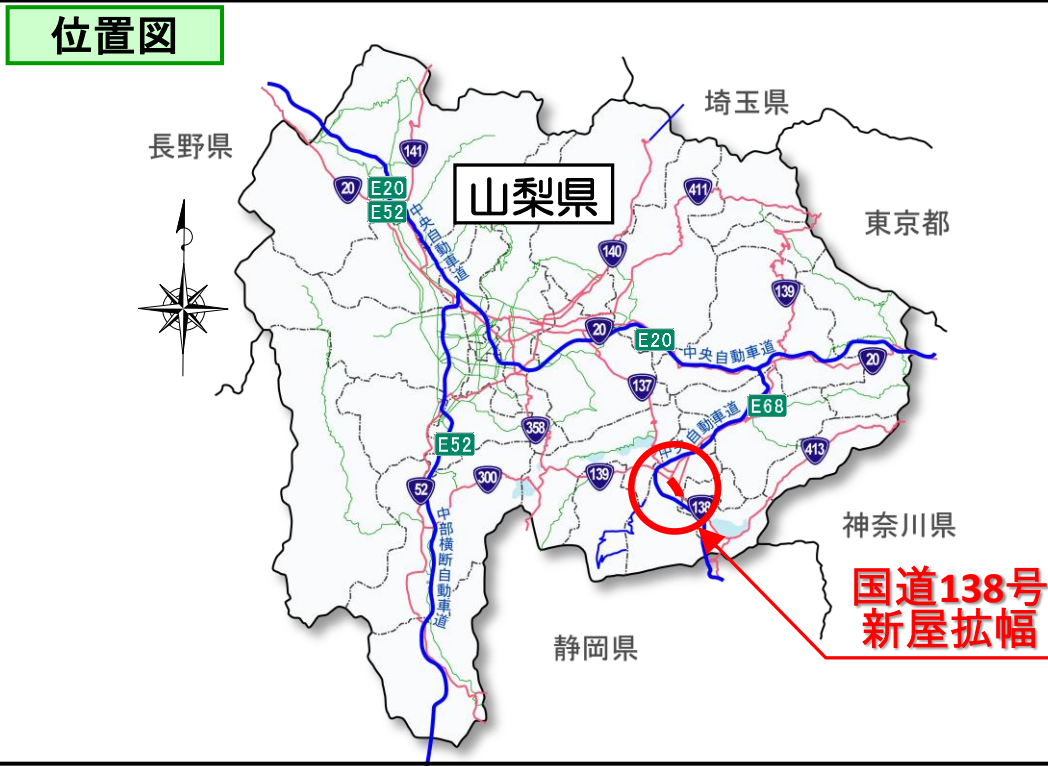


# 国道138号新屋拡幅の概要

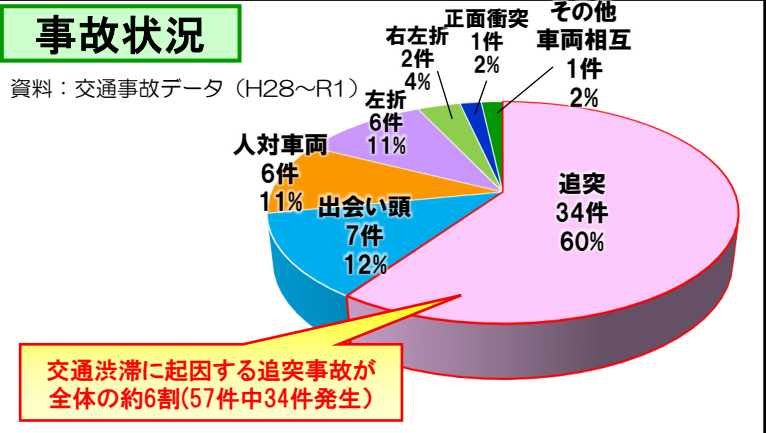
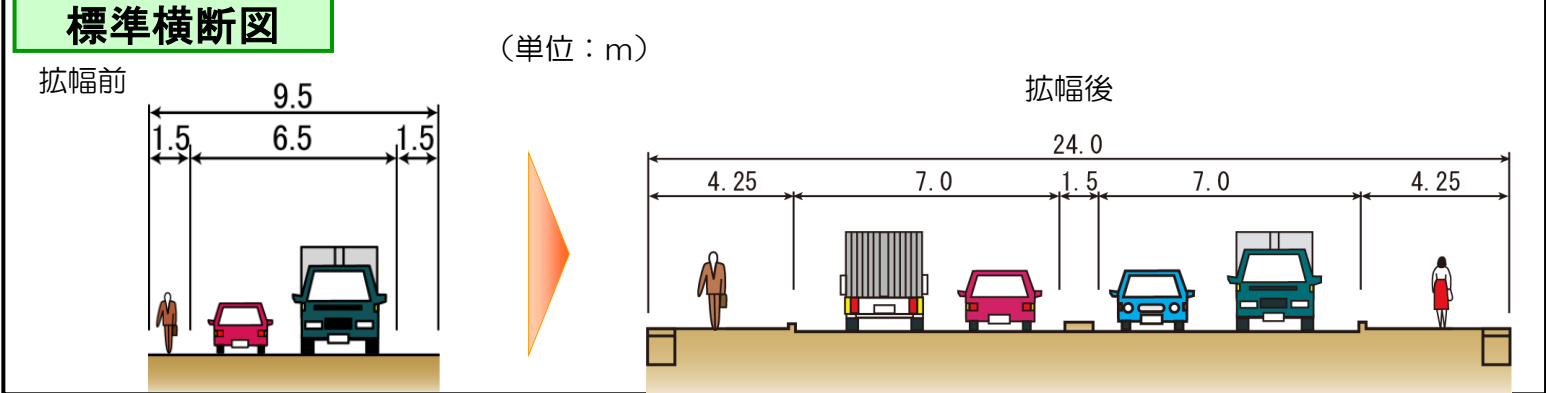
### 目的

- 国道138号上宿～富士見公園前の2.6kmを2車線から4車線の拡幅にて慢性的な渋滞の緩和、交通安全の向上を図る
- 観光産業等地域経済への貢献、地域生活の快適性を図る



### 事業の経緯

平成24年度 : 事業化  
 平成25年6月 : 富士山 世界文化遺産登録  
 平成30年度 : 一部区間において工事着手  
 令和5年度 : 用地買収、工事を実施中



### 世界遺産への影響に向けた今後の予定

上宿～浅間神社東の設計にあたり、富士山の世界遺産価値の影響の有無、遺産影響評価書(案)の申請を令和6年度に予定している。

# 世界遺産への対応(保全状況報告書)

## ○保全状況報告書

地域の代表(自治会・団体等)及び行政にて「まちづくり検討委員会」を構成し、委員会にて検討した以下図及び右表項目・役割分担にて、平成30年11月にユネスコ世界遺産委員会へ保全状況報告書を提出している。



図1 対応方針の位置図

表1 保全状況報告書に記載した対応方針 ※赤枠内は国道138号新屋拡幅に関連する項目

項目	保全状況報告書に記載した対応方針	分担
①構成資産間のつながり	<p>○御師住宅から北口本宮に至る参詣路を、歴史資料等を踏まえて、来訪者が構成資産のつながりを感じながら歩けるようにするために、相互の物理的な連続性を考慮した手法について工夫する必要がある。</p> <p>○そのため、富士山駅から御師住宅を通り北口本宮へ至る経路を「歴史的な道」と「実際に来訪者が歩く道」に分けて検討し、国道137号と国道138号の歩行環境の統一を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道137号の既設歩道舗装である自然石舗装を国道138号の一部に用いる。</li> <li>・富士山駅から北口本宮まで統一した説明・サイン・ベンチを設置する。</li> </ul>	国・市
②参道前広場等	<p>○北口本宮前の道路は、登拝の前の富士講の人々が同社に参詣する際に待機した場所という歴史性を踏まえる必要がある。</p> <p>○そのため、北口本宮参道前の道路北側に、来訪者が歴史性を感じられるたまり空間(小広場)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北口本宮鳥居、参道の荘厳な歴史性を感じられる視点場(スポット)とする。</li> <li>・休憩施設や説明版を整備し、おもてなしに配慮した設えとする。</li> </ul>	市
③旧鎌倉街道三角地帯	<p>○北口本宮周辺を中心に、国道138号の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。</p> <p>○2015年2月に策定された北口本宮富士浅間神社整備活用構想において、「旧鎌倉街道であった箇所であり、旧道にふさわしい整備を行い、サインを設置する」こととしている。</p>	市
④上宿交差点	<p>○胎内道に向かう道路を確保する必要がある。</p> <p>○そのため、周辺の歴史的資源と巡礼路の関係性を今に伝える歩行環境の形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胎内道との連続性に配慮した歩行ネットワークを維持、形成するための説明・誘導サイン等を設置する。</li> </ul>	市
⑤ヤーナ川	<p>○拡幅予定道路を横断して国道137号と並行に御師住宅の敷地内を流れる、精進潔斎に使用された水路(ヤーナ川)を維持する必要がある。</p> <p>○そのため、国道138号とヤーナ川との交差部には、水辺空間(水の流れるを感じる広場等)の形成を図る。</p>	市
⑥西念寺周辺	<p>○拡幅予定道路両側の区画(町割)を維持することにより、16世紀以降の上吉田の御師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。</p> <p>○そのため、現状の地域の生活環境に配慮しつつ、大門を活用した歩行空間の形成を図るなど、歴史的景観の維持・再生に配慮した土地利用、動線計画を検討する。</p>	市
⑦まちなみ整備	<p>○国道137号の両側の区画(町割)を維持することにより、16世紀以降の上吉田の御師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。</p> <p>○そのため、今後、富士吉田市景観計画に基づく景観形成重点地区として、地域との連携を図りながら、策定中の富士吉田市歴史文化基本構想に沿った景観形成指針・ルールづくりを検討するなど、良好な景観形成を進める。</p>	県・市

# (参考) 世界遺産への対応(手続き等)

## 遺産影響評価への対応(手続き等)

事業開発等による世界遺産への影響について、事前の予測評価が求められており、富士山においても遺産影響マニュアルを作成して令和3年4月から運用を開始している。構成資産内、緩衝地帯を含む周辺において計画されている開発行為等が、富士山の価値に影響があると判断された場合、遺産影響評価を実施し、評価結果をユネスコに報告する。影響の評価にあたっては、負の影響のみならず、正の影響についても予測・評価する。まちづくり・拡幅事業ともに評価対象となるため、富士山世界文化遺産協議会の学術委員会の委員に意見を伺いながら遺産影響評価書の作成を進める。

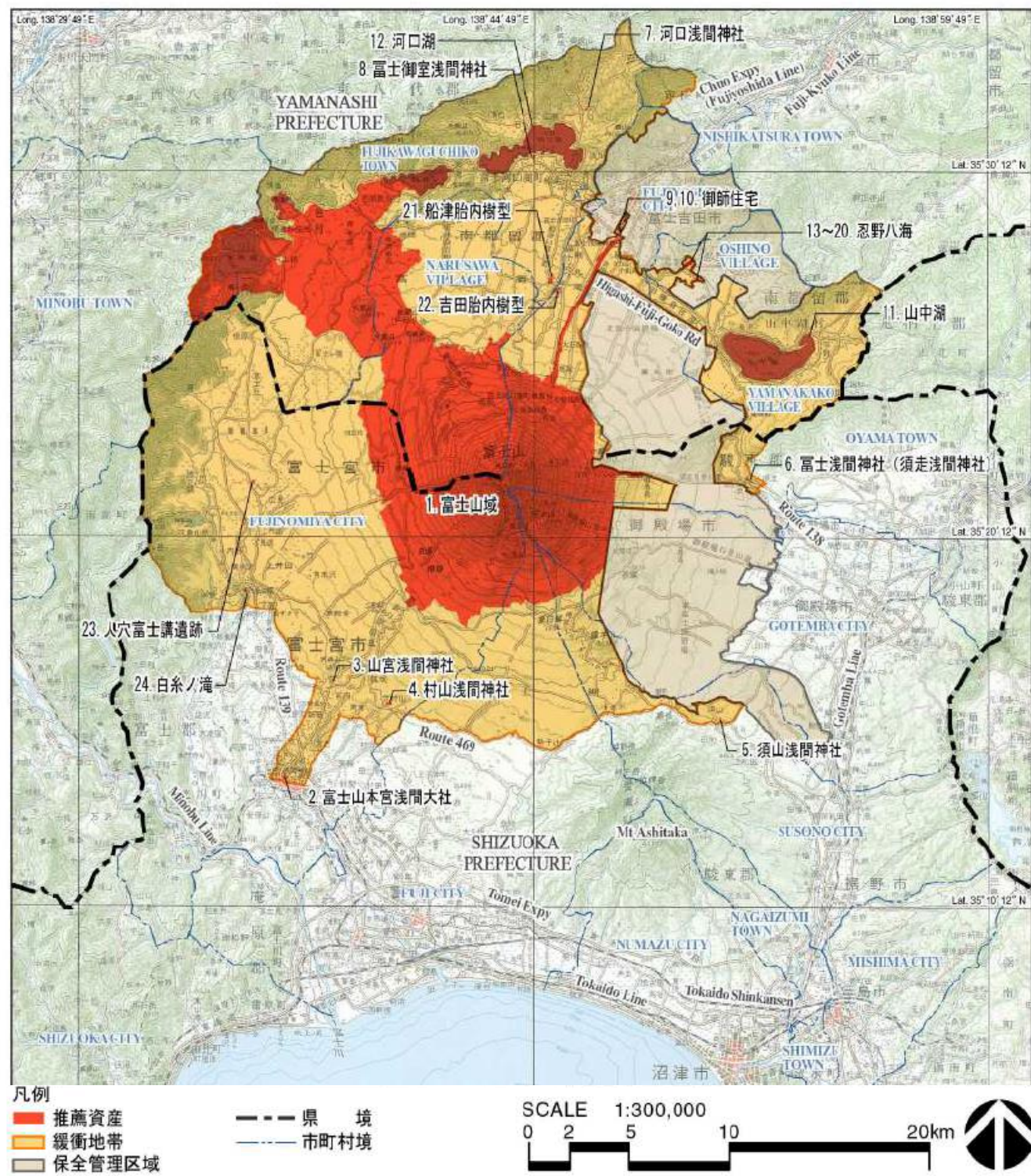
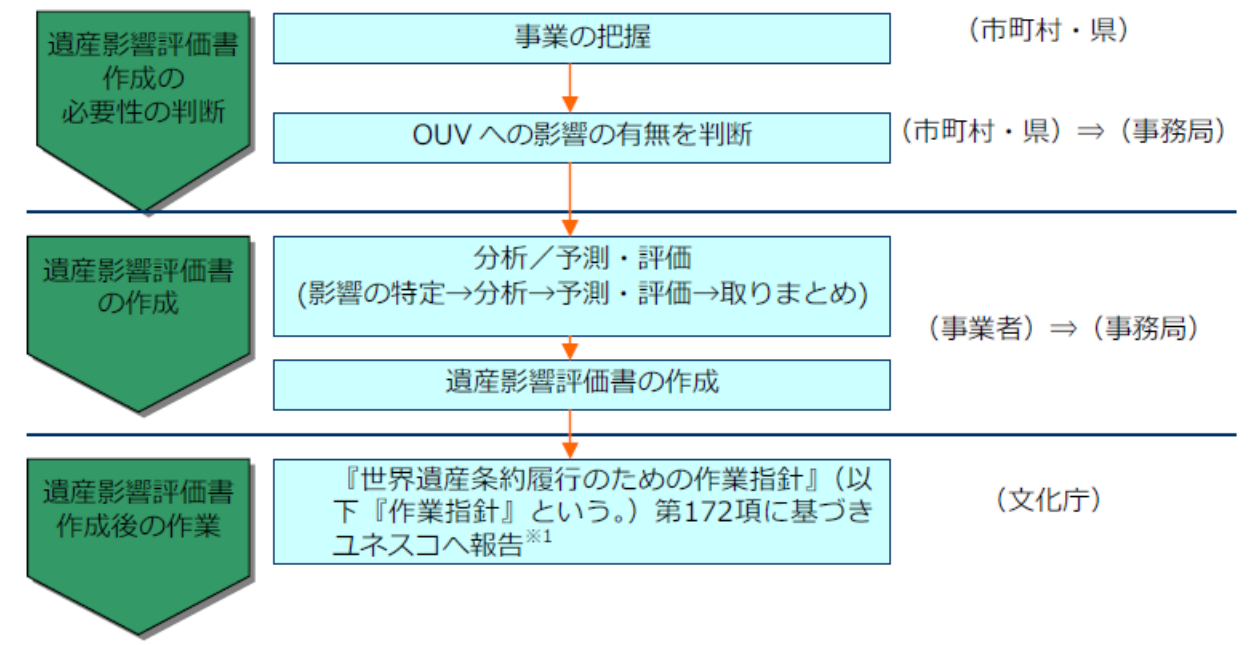


図2 構成遺産、緩衝地帯及び保安全管理区域の範囲図



※ 必ず『作業指針』第172項に基づき報告するわけではなく、同第199項に基づき締約国が行う定期報告等の制度を通じて情報提供を行う場合もある。

図3 遺産影響評価の流れ

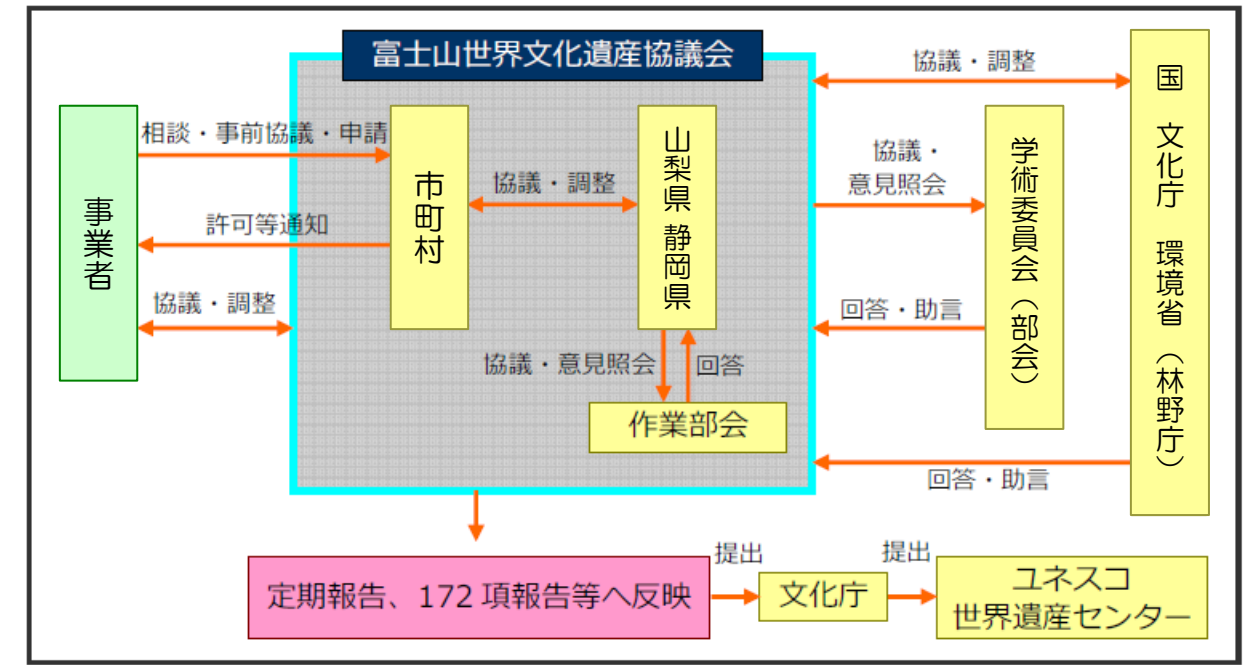


図4 遺産影響評価の実施体制図(概要)